

保険証が変わります

令和2年8月1日から
新しい保険証で受診してください。

後期高齢者医療制度の被保険者の方

(旧)桃色
→ (新) ^{だいたい} 橙色



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は7月下旬までに町から送付しますので、8月からはお送りしました新しい保険証で受診してください。(保険証の色は橙色です。)

※期限の切れた保険証はご自身で破棄していただいて結構です。(窓口での回収も行っています。)

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係
電話27-1111 (内線139)
長野県後期高齢者医療広域連合
電話026-229-5320

国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

をお持ちの方へ

お持ちの証は有効期限が7月31日です。更新の対象となる方には、申請書をお送りしますので、引き続き交付を希望される方は、更新の手続きをしてください。

福祉医療費受給者証の更新

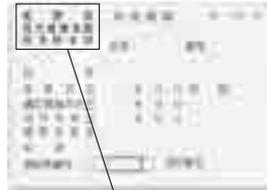
有効期限が7月31日までの方には、8月1日からお使いいただく受給者証をお送りします。

有効期限が切れた受給者証は、ご自身で破棄していただいて結構です。(窓口での回収も行っています。)

国民健康保険の被保険者の方

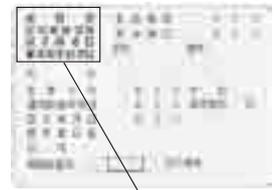
(旧)藤色 → (新)空色

〈70歳未満の方〉



長野県
国民健康保険
被保険者証

〈70歳以上 75歳未満の方〉



長野県
国民健康保険
被保険者証
兼高齢受給者証

70歳以上75歳未満の方は、保険証が一体化されることにより、これまでの高齢受給者証は不要となります。



〈高齢受給者証〉

8月1日からお使いいただく新しい保険証をお送ります。なお、70歳以上75歳未満の被保険者の方は、これまで被保険者証と高齢受給者証(緑色)の2枚を交付していましたが、今回の更新により、それぞれの機能を1枚にまとめた保険証となります。有効期限が切れた保険証及び高齢受給者証は、ご自身で破棄していただいて結構です。(窓口での回収も行っています。)

また、社会保険など他保険の保険証をお持ちの方は、国民健康保険を脱退する手続きが必要となります。手続きについては、国保年金係までお問い合わせください。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111 (内線137・138)

海水浴を安全に楽しむために

海水浴で起こる事故のほとんどは、簡単なことを守らなかったことが原因で起こっています。自分たちの心構えで、海での事故はほとんど防ぐことができます。

一番大切なものは「命」です。次の6つのことをしっかり守って、海を安全に楽しんでください。

- その1 指定された海水浴場で、指定された期間に泳いでください。
- その2 小さな子どもから目を離さないでください。
- その3 急な深みや離岸流に注意してください。
- その4 波の高い時には海に近づかないでください。
- その5 お酒を飲んだら泳がない、海中転落に注意してください。
- その6 「せっかく来たから少しくらい」と言って無理をしないでください。



■問い合わせ 第九管区海上保安本部 海の安全推進室(交通部安全対策課) 電話025-285-0118